

## 登別市相談支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市相談支援事業（以下「相談事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 相談事業の実施主体は、登別市とする。ただし、市長は、当該相談事業の全部又は一部を適切に実施できると認めた指定相談支援事業者に、当該相談事業を委託することができる。

### (事業内容等)

第3条 相談事業は、障害者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助
- (2) 社会資源を活用するための支援
- (3) 社会性活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介

### (利用料)

第4条 相談事業の利用料は、無料とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

### 附 則（平成18年告示第173号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

### 附 則（平成25年告示第50号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。